

児童手当制度改正【新規申請者用】 提出書類チェックシート

下記のチェックボックスをご確認の上、ご提出をお願いします。

1. 児童手当認定請求書【提出必須】

- ☐ 児童手当の請求者は、主に令和6年度（令和5年度中）の収入が高い方の氏名が記載されている。
⇒児童手当は、原則、父母のうち所得が高い方が請求者になります。
- ☐ 請求者（主たる生計維持者）は公務員ではない。
⇒公務員の場合は、原則、お勤め先（官公庁）で児童手当を申請してください。
- ☐ 請求者（主たる生計維持者）は守口市に居住している。
⇒請求者（主たる生計維持者）が他の市区町村にお住いの場合は、お住いの市区町村で申請してください。（公務員を除く）
- ☐ 振込口座の名義は、請求者のものになっている。
⇒配偶者や児童名義の口座に振込ことはできません。

2. 請求者の本人確認書類の写し【提出必須】

- ☐ 請求者のマイナンバーカード又は免許証、パスポート等の写しを提出
⇒マイナンバーカードの場合は、表面（顔写真のある面）の写しを提出してください。
配偶者や児童のものは提出不要です。

3. 請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し【提出必須】

- ☐ 請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写しを提出
⇒配偶者や児童のものは提出不要です。

4. 健康保険証のコピー【必要な方のみ】

- ☐ 請求者が共済組合（日本郵政共済組合を含む）に加入されている方のみ必要
⇒保険証のコピーが必要な方は、請求者自身のものを提出してください。
配偶者や児童のものは提出不要です。

5. 監護相当・生計費の負担【必要な方のみ】

下記の全てに該当する方は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

- ☐ 大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童がいる。
- ☐ 大学生年代の児童を監護（※1）し、その生計費（※2）を負担している。
⇒（※1）監護とは、児童の生活について通常必要とされる監護、保護を行っていることをいいます。
⇒（※2）生計費とは、生活費（食費や家賃等）や学費等、児童の生活に必要な費用をいいます。
（例）同居していて、児童の学費や家賃・食費等の負担を親が負っている場合
別居していて、親が学費や生活費を仕送りしている場合
- ☐ 大学生年代の子を含め、3人以上の児童がいる。

6. 別居監護申立書【必要な方のみ】

- ※ 下記に該当する方は「別居監護申立書」の提出が必要です。
- ☐ 請求者と高校生以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童が別居している。